

新たな子ども・子育て支援制度の概要について

1 新制度創設の背景

現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

対応の方策

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

2 子ども・子育て関連3法の成立

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、公布されました。

この3法の施行日について、国は平成27年度施行と想定していますが、新制度の施行準備に向け、既に本年4月には法の一部が施行されるとともに、各自治体においても順次対応が求められています。

〔子ども・子育て関連3法〕

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

【3法の趣旨】

- 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 基礎自治体である市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援施策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

! Point [子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像]

[子ども・子育て支援給付]

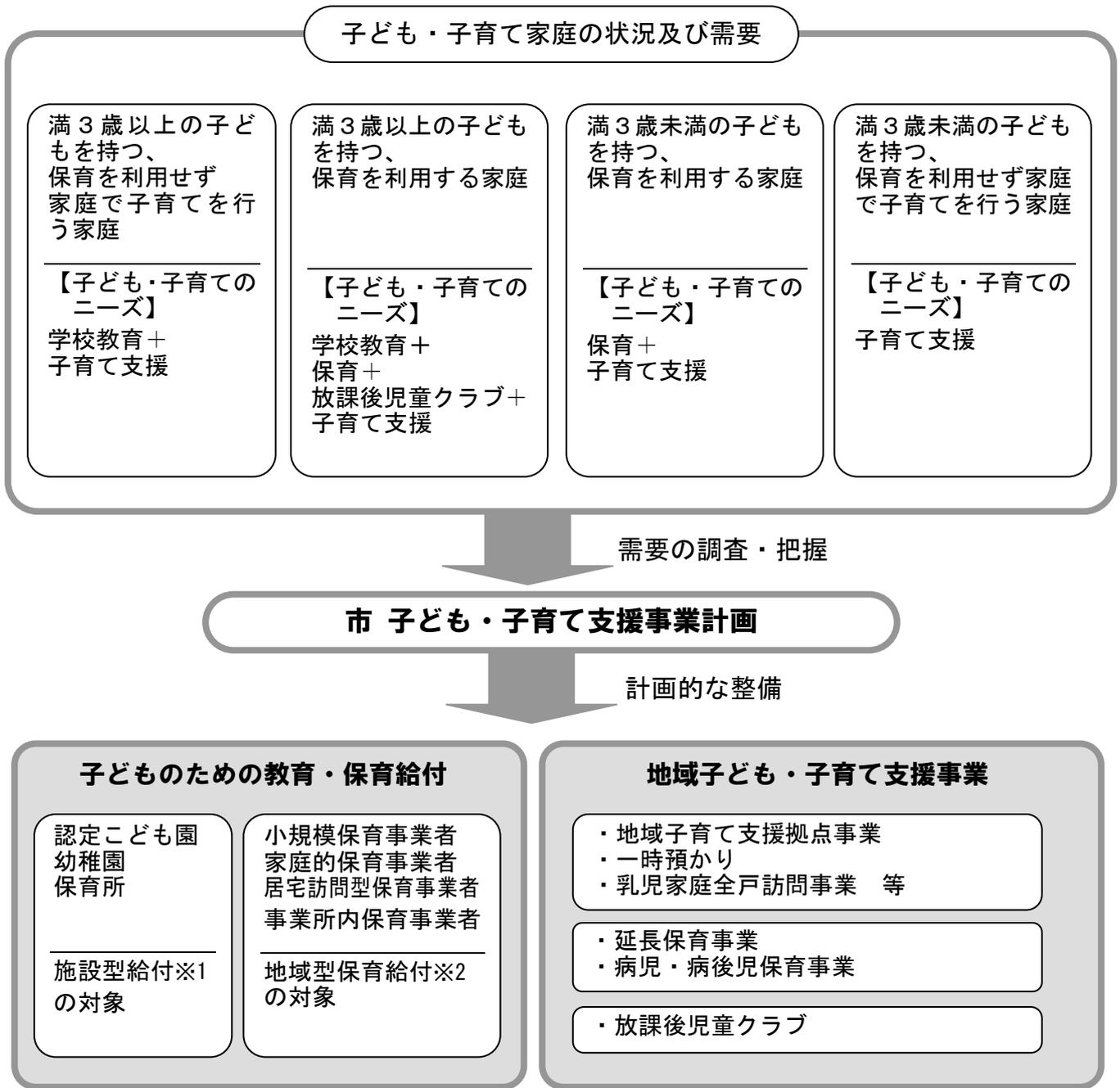
- 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付）
- 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- 児童手当

[地域子ども・子育て支援事業]

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）→将来の検討課題

! Point [子ども・子育て支援のイメージ]



※1 施設型給付

- ・ 施設の運営単価は公定、保護者負担は市で定める応能負担
- ・ 本市の支援事業計画の範囲で、市条例に基づき各施設の定員を「確認」

※2 地域型保育給付

- ・ 給付単価は公定、保護者負担は市で定める応能負担
- ・ 本市の支援事業計画の範囲で、市条例に基づき各事業者を「認可」し、定員を「確認」
- ・ 原則として0歳～2歳を対象
- ・ 市による「認可」基準に基づく、指導監査、立入り調査等
- ・ 認定こども園等との連携、バックアップが求められる。

4 地方版子ども・子育て会議の役割

●法的性格

子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関です。

●子ども・子育て支援法による義務

市町村は次の場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

- ①特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき
- ②特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき
- ③子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするとき

◎子ども・子育て支援法抜粋

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

第43条第3項

市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を（～中略～）聴かなければならない。

●国が期待する役割

- ・新計画へ地域の子育てに関するニーズ（意見）反映
- ・地域の子ども及び子育て家庭の実状を踏まえて実施することを担保
- ・子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、PDCAサイクルを回す